○内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、法務省、環境省、農林水産省、令第二号

保険業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十五号）及び保険業法施行令及び中小企業等協同組合法施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第二百四十一号）の施行に伴い、並びに保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第四条第一項において読み替えて準用する保険業法（平成七年法律第百五号）第百十六条第三項の規定に基づき、認可特定保険業者等に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年五月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　上川　陽子
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

認可特定保険業者等に関する命令等の一部を改正する命令

（認可特定保険業者等に関する命令の一部改正）

第一条　認可特定保険業者等に関する命令（平成二十三年内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、法務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十七条及び第十九条第二項第十二号中「第百三十七条第一項」を「第百三十七条第一項本文」に改める。

第二十条第一号中「に規定する」を「の規定（同条第一項ただし書の規定を除く。）による」に改める。

第四十四条に次の一号を加える。

五　独立行政法人日本貿易保険

第七十条中「第百三十七条第一項」を「第百三十七条第一項本文」に改める。

第七十二条第二項第十二号中「第百三十七条第一項」を「第百三十七条第一項本文」に改め、同項第十五号ロ中「第四十七条の二第三項」を「第四十八条第三項」に改める。

第七十三条第一号中「に規定する」を「の規定（同条第一項ただし書の規定を除く。）による」に改める。

第七十七条第二項第七号ロ中「第四十七条の二第三項」を「第四十八条第三項」に改める。

第八十九条第一項第十六号ハ中「第四十七条の二第一項」を「第四十八条第一項」に改める。

第九十四条中「第二百九十四条第三号」を「第二百九十四条第三項第三号」に改める。

（認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令の一部改正）

第二条　認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令（平成二十五年内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、法務省、農林水産省、令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第百三十七条第一項」を「第百三十七条第一項本文」に改める。

附　則

この命令は、保険業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十五号）の施行の日（平成二十八年五月二十九日）から施行する。ただし、第一条の規定（認可特定保険業者等に関する命令第七十二条第二項第十五号ロ、第七十七条第二項第七号ロ、第八十九条第一項第十六号ハ及び第九十四条の改正規定を除く。）及び第二条の規定は、公布の日から施行する。

○内閣府令第三号

法務省令第四号

保険業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十五号）の施行に伴い、少額短期保険業者供託金規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年五月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
法務大臣　上川　陽子

少額短期保険業者供託金規則の一部を改正する命令

少額短期保険業者供託金規則（平成十八年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第十三条第一項中「第四十七条の二第三項」を「第四十八条第三項」に改める。

附　則

この命令は、保険業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年五月二十九日）から施行する。

○内閣府令第四号

財務省令第四号

保険業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十五号）の施行に伴い、保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年五月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令の一部を改正する命令

保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令（平成十年大蔵省令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の三中「第四十七条の二第一項」を「第四十八条第一項」に改める。

第一条の四中「第四十七条の二」を「第四十八条」に改める。

附　則

この命令は、保険業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年五月二十九日）から施行する。

○内閣府、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、令第三号

環境省、農林水産省

保険業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十五号）の施行に伴い、中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年五月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令

中小企業等協同組合法施行規則（平成二十年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「第二百九十四条第三号」を「第二百九十四条第三項第三号」に改める。

第百九十八条第四項第三号中「第三百条第一項」の下に「（ただし書を除く。）」を加える。

附　則

この命令は、保険業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年五月二十九日）から施行する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）